

## 短期利用居宅介護費の算定 チェック表

事業所番号: \_\_\_\_\_ 事業所名: \_\_\_\_\_

サービス種類: 小規模多機能型居宅介護

項目（算定要件）	適否																		
<p>指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員未満ですか。 また、短期利用に活用可能な宿泊室の数の上限を確認しましたか。</p> <p>（下記の計算式に記載して、確認してください。）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">宿泊室の数</td> <td style="padding: 0 10px;">× (</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">登録定員</td> <td style="padding: 0 10px;">-</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">登録者数</td> <td style="padding: 0 10px;">) ÷</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">登録定員</td> <td style="padding: 0 10px;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">短期利用に活用可能な宿泊室の数</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 40px;"></td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; height: 40px;"></td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; height: 40px;"></td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; height: 40px;"></td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; height: 40px; text-align: center;">室 <small>（小数点第一位以下四捨五入）</small></td> </tr> </table> <p>例) 計算の結果、短期利用に活用可能な宿泊室の数が「1.8」だった場合、「2室」が上限になります。</p>	宿泊室の数	× (	登録定員	-	登録者数	) ÷	登録定員	=	短期利用に活用可能な宿泊室の数									室 <small>（小数点第一位以下四捨五入）</small>	はい・いいえ
宿泊室の数	× (	登録定員	-	登録者数	) ÷	登録定員	=	短期利用に活用可能な宿泊室の数											
								室 <small>（小数点第一位以下四捨五入）</small>											
<p>利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に利用することとしていますか。</p>	はい・いいえ																		
<p>利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めていますか。</p>	はい・いいえ																		
<p>人員基準に違反していませんか</p>	はい・いいえ																		
<p>サービス提供が過少である場合の減算に該当していませんか。</p>	はい・いいえ																		
<p>当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。</p>	はい・いいえ																		

### 【解釈通知】

- ① 短期利用居宅介護費については、厚生労働大臣が定める基準第五十四号に規定する基準を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業所において算定できるものである。
- ② 宿泊室については、以下の算式において算出した数の宿泊室が短期利用の登録者において活用できるものとする。  
 （短期利用に活用可能な宿泊室の数の算定式）  
 当該事業所の宿泊室の数 × (当該事業所の登録定員 - 当該事業所の登録者の数) ÷ 当該事業所の登録定員 (小数点第一位以下四捨五入)  
 例えば、宿泊室数が9室、登録定員が25人、登録者の数が20人の場合、 $9 \times (25 - 20) \div 25 = 1.8$ となり、短期利用の登録者に対して活用できる宿泊室数は2室となる。このため、宿泊室数が9室、登録定員が25人の事業所において短期利用居宅介護費を算出するには、少なくとも登録者の数が23人以下である場合のみ算定可能である。

## 若年性認知症利用者受入加算 チェック表

事業所番号: \_\_\_\_\_ 事業所名: \_\_\_\_\_

サービス種類: 小規模多機能型居宅介護

項目（算定要件）	適否
若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。以下同じ。）に対して、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を行っていますか。（受入体制を整えていますか。）	はい・いいえ
受入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っていますか。（受入体制を整えていますか。）	はい・いいえ
認知症加算を算定している利用者は、若年性認知症利用者受入加算は算定できないことを承知していますか。	はい・いいえ
当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。	はい・いいえ

### 【解釈通知】

- ① 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

## 看護職員配置加算(Ⅰ) チェック表

事業所番号: \_\_\_\_\_ 事業所名: \_\_\_\_\_

サービス種類: 小規模多機能型居宅介護

項目 (算定要件)	適否		
<p>専ら※当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の看護師を1名以上配置していますか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">看護師氏名</td> <td style="width: 70%; padding: 5px;">(資格証を添付してください。)</td> </tr> </table> <p>※管理者等他の業務との兼務は認められません。</p>	看護師氏名	(資格証を添付してください。)	はい・いいえ
看護師氏名	(資格証を添付してください。)		
<p>利用定員超過、人員基準欠如に該当していませんか。</p>	はい・いいえ		
<p>当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。</p>	はい・いいえ		

## 看護職員配置加算(Ⅱ) チェック表

事業所番号: \_\_\_\_\_ 事業所名: \_\_\_\_\_

サービス種類: 小規模多機能型居宅介護

項目 (算定要件)	適否			
<p>専ら※当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を1名以上配置していますか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">准看護師氏名</td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">(資格証を添付してください。)</td> </tr> </table> <p>※管理者等他の業務との兼務は認められません。</p>	准看護師氏名		(資格証を添付してください。)	はい・いいえ
准看護師氏名		(資格証を添付してください。)		
<p>利用定員超過、人員基準欠如に該当していませんか。</p>	はい・いいえ			
<p>当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。</p>	はい・いいえ			

## 看護職員配置加算(Ⅲ) チェック表

事業所番号: \_\_\_\_\_ 事業所名: \_\_\_\_\_

サービス種類: 小規模多機能型居宅介護

項目 (算定要件)	適否
看護職員を常勤換算方法で1名以上配置していますか。 ※管理者等と兼務している場合、看護職員として従事する時間数のみ常勤換算数に算入します。	はい・いいえ
利用定員超過、人員基準欠如に該当していませんか。	はい・いいえ
当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。	はい・いいえ

## 看取り連携体制加算 チェック表

事業所番号: \_\_\_\_\_ 事業所名: \_\_\_\_\_

サービス種類: 小規模多機能型居宅介護

項目(算定要件) ※新たに加算を算定する場合には、適否の○印は予定で可。	適否
看護職員配置加算（I）を算定していますか。	はい・いいえ
看護師により24時間連絡できる体制を確保していますか。	はい・いいえ
看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ることとしていますか。	はい・いいえ
当該加算を算定する場合、次に掲げるいずれの基準にも適合する利用者であることを確認することとしていますか。	はい・いいえ
医師が一般に認められている医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。	
看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等登録者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。)であること。	
当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。	はい・いいえ

### 【解釈通知】

- ① 看取り連携体制加算は、事業所の看取り期の利用者に対するサービスを提供する体制をPDCAサイクルにより構築かつ強化していくこととし、利用者等告示第三十九号に定める基準に適合する登録者が死亡した場合に、死亡日を合せて三十日を上限として、小規模多機能型居宅介護事業所において行った看取り期における取組を評価するものである。  
 なお、登録者の自宅で介護を受ける場合又は小規模多機能型居宅介護事業所において介護を受ける場合のいずれについても算定が可能である。  
 また、死亡前に医療機関へ入院した後、入院先で死亡した場合でも算定可能であるが、その際には、当該小規模多機能型居宅介護事業所においてサービスを直接提供していない入院した日の翌日から死亡日までの間は、算定することができない。(したがって、入院した日の翌日から死亡日までの期間が三十日以上あった場合には、看取り連携体制加算を算定することはできない。)
- ② 「二十四時間連絡できる体制」とは、事業所内で勤務することを要するものではなく、夜間においても小規模多機能型居宅介護事業所から連絡でき、必要な場合には小規模多機能型居宅介護事業所からの緊急の呼び出しに応じて出勤する体制をいうものである。
- ③ 管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、「看取り期における対応方針」が定められていることが必要であり、同対応方針においては、例えば、次に掲げる事項を含むこととする。
  - ア 当該事業所における看取り期における対応方針に関する考え方
  - イ 医師や医療機関との連携体制(夜間及び緊急時に対応を含む。)
  - ウ 登録者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法
  - エ 登録者等への情報提供に供する資料及び同意書等の様式
  - オ その他職員の具体的対応等

- ④ 看取り期の利用者に対するケアカンファレンス、看取り期における対応の実践を振り返る等により、看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス提供体制について、適宜見直しを行う。
- ⑤ 看取り期の利用者に対するサービス提供においては、次に掲げる事項を介護記録等に記録し、多職種連携のための情報共有を行うこと。  
ア 利用者の身体状況の変化及びこれに対する介護についての記録  
イ 看取り期におけるサービス提供の各プロセスにおいて登録者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録
- ⑥ 登録者の看取りに関する理解を支援するため、登録者の状態又は家族の求め等に応じ随時、介護記録等その他の登録者に関する記録の開示又は当該記録の写しの提供を行う際には、適宜、登録者等に理解しやすい資料を作成し、代替することは差し支えない。
- ⑦ 小規模多機能型居宅介護事業所から医療機関へ入院した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であるが、看取り連携体制は死亡月にまとめて算定することから、登録者側にとっては、小規模多機能型居宅介護の登録を終了した翌月についても自己負担を請求されることになるため、登録者が入院する際、入院した月の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り連携体制加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要である。
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護事業所は、入院の後も、継続して登録者の家族や入院先の医療機関等との継続的な関わりを持つことが必要である。  
なお、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、入院の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ておくことが必要である。
- ⑨ 本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。  
また、本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族に連絡しても来てもらえないような場合も、医師、看護職員、介護職員等が利用者の状態等に応じて随時、看取り期における登録者に対する介護の内容について相談し、共同して介護を行っており、家族に対する情報提供を行っている場合には、看取り連携体制加算の算定は可能である。  
この場合には、適切な看取り期における取組が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、本人の状態や、家族に対する連絡状況等について記載しておくことが必要である。  
なお、家族が利用者の看取りについても考えることは極めて重要であり、事業所は、定期的に連絡を取ることであり、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要である。
- ⑩ 小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊室等において看取りを行う際には、プライバシーの確保及び家族への配慮について十分留意することが必要である。

## 訪問体制強化加算 チェック表

事業所番号: \_\_\_\_\_ 事業所名: \_\_\_\_\_

サービス種類: 小規模多機能型居宅介護

項目（算定要件）	適否
①指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスの提供にあたる常勤の従業者を2名以上配置していますか。	はい・いいえ
②①の要件を満たしたうえで、算定日が属する月における提供回数について、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が1月あたり200回以上ある月に当該加算が算定できることを承知していますか。 ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅※を併設する場合は、登録者の総数のうち小規模多機能型居宅介護費のイ(1)を算定する者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、イ(1)を算定する登録者に対する延べ訪問回数が1月あたり200回以上ある月に当該加算が算定できることを承知していますか。 ※集合住宅＝老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事の登録を受けたものに限る。	はい・いいえ
当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。	はい・いいえ

### 【解釈通知】

- ① 訪問体制強化加算は、訪問サービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する訪問サービスをいう。以下同じ。)を担当する常勤の従業者を二名以上配置する指定小規模多機能型居宅介護事業所において、当該事業所における全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が1月当たり延べ二百回以上である場合に当該加算を算定する。当該加算を算定する場合にあっては、当該訪問サービスの内容を記録しておくこと。
- ② 「訪問サービスを担当する常勤の従業者」は、訪問サービスのみを行う従業者として固定しなければならないという趣旨ではなく、訪問サービスも行っている常勤の従業者を二名以上配置した場合に算定が可能である。
- ③ 「訪問サービスの提供回数」は、毎月ごとに、5(3)①ロと同様の方法に従って算定するものとする。  
なお、本加算は介護予防小規模多機能型居宅介護については算定しないため、小規模多機能型居宅介護の登録者に対する訪問サービスの提供回数について計算を行うこと。  
※5(3)①ロ  
1回の訪問を1回のサービス提供として算定すること。なお、小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。
- ④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)を併設する場合は、各月の前月の末日時点(新たに事業を開始し、又は再開した事業所については事業開始(再開)日)における登録者のうち同一建物居住者以外の者(「小規模多機能型居宅介護費のイ(1)を算定する者」をいう。以下同じ。)の占める割合が百分の五十以上であって、かつ、①から③の要件を満たす場合に算定するものとする。ただし、③については、同一建物居住者以外の者に対する訪問サービスの提供回数について計算を行うこと。



## 総合マネジメント体制強化加算 チェック表

事業所番号: \_\_\_\_\_ 事業所名: \_\_\_\_\_

サービス種類: 小規模多機能型居宅介護

項目(算定要件) ※新たに加算を算定する場合には、適否の○印は予定で可。	適否
利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていますか。	はい・いいえ
利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していますか。	はい・いいえ
当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。	はい・いいえ

### 【解釈通知】

- ① 総合マネジメント体制強化加算は、指定小規模多機能型居宅介護事業所において、登録者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、登録者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、「通い・訪問・宿泊」を柔軟に組み合わせて提供するために、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関や地域住民等との調整や地域住民等との交流等の取組を評価するものである。
- ② 総合マネジメント体制強化加算は、次に掲げるいずれにも該当する場合に算定する。
  - ア 小規模多機能型居宅介護計画について、登録者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。
  - イ 日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加すること。  
(地域の行事や活動の例)
    - ・登録者の家族や登録者と関わる地域住民等からの利用者に関する相談への対応
    - ・登録者が住み慣れた地域で生活を継続するために、当該地域における課題を掘り起し、地域住民や市町村等とともに解決する取組(行政や地域包括支援センターが開催する地域での会議への参加、町内会や自治会の活動への参加、認知症や介護に関する研修の実施等)
    - ・登録者が住み慣れた地域との絆を継続するための取組(登録者となじみの関係がある地域住民や商店等との関わり、地域の行事への参加等)

## サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ チェック表

事業所番号: \_\_\_\_\_ 事業所名: \_\_\_\_\_

サービス種類: 小規模多機能型居宅介護

項目(算定要件)	適否																																										
<p>※新たに加算を算定する場合には、①及び②の適否の○印は予定で可。</p> <p>①指定小規模多機能型居宅介護事業所の全ての小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。)に対し、小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施していますか。</p>	はい・いいえ																																										
<p>②利用者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を概ね一月に一回以上開催していますか。</p>	はい・いいえ																																										
<p>③指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護従業者(看護師又は准看護師を除く。介護支援専門員が介護従業者と兼務している場合は、介護支援専門員として従事した時間も含む)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上ですか。</p> <p>※介護従業者の総数＝常勤換算方法により算出した総数(看護師又は准看護師を除く。介護支援専門員が介護従業者と兼務している場合には、介護支援専門員として従事した時間も含む)</p>	はい・いいえ																																										
<p>以下のⅠ&lt;前年度の月平均&gt;又はⅡ&lt;前3月の月平均&gt;(前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)いずれか一方を記載してください。(小数点第1位まで)</p>																																											
<p><b>Ⅰ&lt;前年度の月平均&gt;常勤換算方法で算出 e:4~2月における実績のあった月数</b></p>																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 5%;">4月</th> <th style="width: 5%;">5月</th> <th style="width: 5%;">6月</th> <th style="width: 5%;">7月</th> <th style="width: 5%;">8月</th> <th style="width: 5%;">9月</th> <th style="width: 5%;">10月</th> <th style="width: 5%;">11月</th> <th style="width: 5%;">12月</th> <th style="width: 5%;">1月</th> <th style="width: 5%;">2月</th> <th style="width: 5%;">合計 a</th> <th style="width: 5%;">月平均 a÷e (c)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤換算後の介護従業者の員数※</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>常勤換算後の介護福祉士の員数※</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td>(d)</td> </tr> </tbody> </table>		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計 a	月平均 a÷e (c)	常勤換算後の介護従業者の員数※														常勤換算後の介護福祉士の員数※													(d)
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計 a	月平均 a÷e (c)																														
常勤換算後の介護従業者の員数※																																											
常勤換算後の介護福祉士の員数※													(d)																														
<p>※看護師又は准看護師を除く。介護支援専門員が介護従業者と兼務している場合には、介護支援専門員として従事した時間も含む</p> <p>・dがcに占める割合 <math>(d \div c \times 100) = \underline{\hspace{2cm}} \%</math></p>																																											
<p><b>Ⅱ&lt;前3月の月平均&gt;(前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)</b></p>																																											
<p>・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の介護従業者の員数(小数点以下第1位まで)</p> <p style="text-align: center;">3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 ÷ 3 = _____ 人(c)</p>																																											
<p>・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の介護福祉士の員数の合計</p> <p style="text-align: center;">3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 ÷ 3 = _____ 人(d)</p>																																											
<p>・dがcに占める割合 <math>(d \div c \times 100) = \underline{\hspace{2cm}} \%</math></p>																																											
<p>別の告示に定める利用定員超過減算・人員基準欠如減算に該当していませんか。</p>	はい・いいえ																																										
<p>当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。</p> <p>※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。</p>	はい・いいえ																																										

## 【解釈通知】

① 2(12)①、②及び④から⑦まで並びに4(11)②を準用する。

2(12) ① 研修について

小規模多機能型居宅介護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、小規模多機能型居宅介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

② 会議の開催について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の全てが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね一月に一回以上開催されている必要がある。「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家庭環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

2(12) ④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(三月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が六月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、四月目以降届出が可能となるものであること。なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

⑤ 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。

⑥ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成二十四年四月における勤続年数三年以上の者とは、平成二十四年三月三十一日時点で勤続年数が三年以上である者をいう。

⑦ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

4(11) ② なお、この場合の小規模多機能型居宅介護従業者に係る常勤換算にあっては、利用者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。

## サービス提供体制強化加算(Ⅰ)口 チェック表

事業所番号： \_\_\_\_\_ 事業所名： \_\_\_\_\_

サービス種類： 小規模多機能型居宅介護

項目(算定要件) ※新たに加算を算定する場合には、①及び②の適否の○印は予定で可。	適否																																										
①指定小規模多機能型居宅介護事業所の全ての小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。)に対し、小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施していますか。	はい・いいえ																																										
②利用者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を概ね一月に一回以上開催していますか。	はい・いいえ																																										
③指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護従業者(看護師又は准看護師を除く。介護支援専門員が介護従業者と兼務している場合は、介護支援専門員として従事した時間も含む)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上ですか。 ※介護従業者の総数＝常勤換算方法により算出した総数(看護師又は准看護師を除く。介護支援専門員が介護従業者と兼務している場合には、介護支援専門員として従事した時間も含む)	はい・いいえ																																										
以下のⅠ<前年度の月平均>又はⅡ<前3月の月平均>(前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)いずれか一方を記載してください。(小数点第1位まで)																																											
Ⅰ<前年度の月平均>常勤換算方法で算出 e:4～2月における実績のあった月数																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>合計 a</th> <th>月平均 a÷e (c)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤換算後の介護従業者の員数※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>常勤換算後の介護福祉士の員数※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(d)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計 a	月平均 a÷e (c)	常勤換算後の介護従業者の員数※														常勤換算後の介護福祉士の員数※													(d)	
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計 a	月平均 a÷e (c)																														
常勤換算後の介護従業者の員数※																																											
常勤換算後の介護福祉士の員数※													(d)																														
※看護師又は准看護師を除く。介護支援専門員が介護従業者と兼務している場合には、介護支援専門員として従事した時間も含む																																											
・dがcに占める割合 (d÷c×100) = _____ %																																											
Ⅱ<前3月の月平均> (前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)																																											
・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の介護従業者の員数 (小数点以下第1位まで)																																											
3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 ÷ 3 = _____ 人(c)																																											
・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の介護福祉士の員数の合計																																											
3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 ÷ 3 = _____ 人(d)																																											
・dがcに占める割合 (d÷c×100) = _____ %																																											
別の告示に定める利用定員超過減算・人員基準欠如減算に該当していませんか。	はい・いいえ																																										
当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。	はい・いいえ																																										

## 【解釈通知】

① 2(12)①、②及び④から⑦まで並びに4(11)②を準用する。

2(12) ① 研修について

小規模多機能型居宅介護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、小規模多機能型居宅介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

② 会議の開催について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の全てが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね一月に一回以上開催されている必要がある。「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家庭環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

2(12) ④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(三月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が六月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、四月目以降届出が可能となるものであること。なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

⑤ 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。

⑥ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成二十四年四月における勤続年数三年以上の者とは、平成二十四年三月三十一日時点で勤続年数が三年以上である者をいう。

⑦ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

4(11) ② なお、この場合の小規模多機能型居宅介護従業者に係る常勤換算にあっては、利用者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。

## サービス提供体制強化加算(Ⅱ) チェック表

事業所番号: \_\_\_\_\_ 事業所名: \_\_\_\_\_

サービス種類: 小規模多機能型居宅介護

項目(算定要件) ※新たに加算を算定する場合には、①及び②の適否の○印は予定で可。	適否																																										
①指定小規模多機能型居宅介護事業所の全ての小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。)に対し、小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施していますか。	はい・いいえ																																										
②利用者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を概ね一月に一回以上開催していますか。	はい・いいえ																																										
③指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上ですか。  ※介護従業者の総数＝常勤換算方法により算出した総数(介護支援専門員が介護従業者と兼務している場合には、介護支援専門員として従事した時間も含む)	はい・いいえ																																										
以下のⅠ<前年度の月平均>又はⅡ<前3月の月平均>(前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)いずれか一方を記載してください。(小数点第1位まで)																																											
Ⅰ<前年度の月平均>常勤換算方法で算出 e: 4～2月における実績のあった月数																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>合計 a</th> <th>月平均 a÷e (c)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤換算後の介護従業者の員数※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(c)</td> </tr> <tr> <td>常勤換算後の常勤職員の員数※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(d)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計 a	月平均 a÷e (c)	常勤換算後の介護従業者の員数※													(c)	常勤換算後の常勤職員の員数※													(d)	
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計 a	月平均 a÷e (c)																														
常勤換算後の介護従業者の員数※													(c)																														
常勤換算後の常勤職員の員数※													(d)																														
※介護支援専門員が介護従業者と兼務している場合には、介護支援専門員として従事した時間も含む																																											
・dがcに占める割合 $(d \div c \times 100) = \underline{\hspace{2cm}} \%$																																											
Ⅱ<前3月の月平均>(前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)																																											
・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の介護従業者の員数(小数点以下第1位まで) 3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 $\div 3 = \underline{\hspace{2cm}}$ 人(c)																																											
・届出日が属する月の前3月の常勤職員の常勤換算後の員数の合計(小数点以下第1位まで) 3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 $\div 3 = \underline{\hspace{2cm}}$ 人(d)																																											
・dがcに占める割合 $(d \div c \times 100) = \underline{\hspace{2cm}} \%$																																											
別の告示に定める利用定員超過減算・人員基準欠如減算に該当していませんか。	はい・いいえ																																										
当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。	はい・いいえ																																										

## 【解釈通知】

① 2(12)①、②及び④から⑦まで並びに4(11)②を準用する。

2(12) ① 研修について

小規模多機能型居宅介護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、小規模多機能型居宅介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

② 会議の開催について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の全てが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね一月に一回以上開催されている必要がある。「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家庭環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

2(12) ④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(三月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が六月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、四月目以降届出が可能となるものであること。なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

⑤ 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。

⑥ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成二十四年四月における勤続年数三年以上の者とは、平成二十四年三月三十一日時点で勤続年数が三年以上である者をいう。

⑦ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

4(11) ② なお、この場合の小規模多機能型居宅介護従業者に係る常勤換算にあっては、利用者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。

## サービス提供体制強化加算(Ⅲ) チェック表

事業所番号: \_\_\_\_\_ 事業所名: \_\_\_\_\_

サービス種類: 小規模多機能型居宅介護

項目(算定要件) ※新たに加算を算定する場合には、①及び②の適否の○印は予定で可。	適否																																										
①指定小規模多機能型居宅介護事業所の全ての小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。)に対し、小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施していますか。	はい・いいえ																																										
②利用者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を概ね一月に一回以上開催していますか。	はい・いいえ																																										
③指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、勤続3年以上の者の割合が100分の30以上ですか。  ※介護従業者の総数＝常勤換算方法により算出した総数(介護支援専門員が介護従業者と兼務している場合には、介護支援専門員として従事した時間も含む)	はい・いいえ																																										
以下のⅠ<前年度の月平均>又はⅡ<前3月の月平均>(前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)いずれか一方を記載してください。(小数点第1位まで)																																											
Ⅰ<前年度の月平均>常勤換算方法で算出 e: 4～2月における実績のあった月数																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>合計 a</th> <th>月平均 a÷e (c)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤換算後の介護従業者の員数※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(c)</td> </tr> <tr> <td>常勤換算後の勤続3年以上の介護従業者の員数※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(d)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計 a	月平均 a÷e (c)	常勤換算後の介護従業者の員数※													(c)	常勤換算後の勤続3年以上の介護従業者の員数※													(d)	
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計 a	月平均 a÷e (c)																														
常勤換算後の介護従業者の員数※													(c)																														
常勤換算後の勤続3年以上の介護従業者の員数※													(d)																														
※介護支援専門員が介護従業者と兼務している場合には、介護支援専門員として従事した時間も含む																																											
・dがcに占める割合 (d÷c×100) = _____ %																																											
Ⅱ<前3月の月平均>(前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)																																											
・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の介護従業者の員数(小数点以下第1位まで)																																											
3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 ÷ 3 = _____ 人(c)																																											
・届出日が属する月の前3月の常勤職員の常勤換算後の員数の合計(小数点以下第1位まで)																																											
3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 ÷ 3 = _____ 人(d)																																											
・dがcに占める割合 (d÷c×100) = _____ %																																											
別の告示に定める利用定員超過減算・人員基準欠如減算に該当していませんか。	はい・いいえ																																										
当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。	はい・いいえ																																										



## 【解釈通知】

① 2(12)①、②及び④から⑦まで並びに4(11)②を準用する。

2(12) ① 研修について

小規模多機能型居宅介護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、小規模多機能型居宅介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

② 会議の開催について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の全てが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね一月に一回以上開催されている必要がある。「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家庭環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

2(12) ④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(三月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が六月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、四月目以降届出が可能となるものであること。なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

⑤ 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。

⑥ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成二十四年四月における勤続年数三年以上の者とは、平成二十四年三月三十一日時点で勤続年数が三年以上である者をいう。

⑦ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

4(11) ② なお、この場合の小規模多機能型居宅介護従業者に係る常勤換算にあっては、利用者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。

(参考様式)

## 実務経験証明書

年 月 日

(提出先)  
海南市長

(証明者)  
法人の所在地  
法人名及び代表者職名及び氏名

印

電話番号

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	T・S・H 年 月 日生
施設又は事業所名	
所在地	
サービス種別	
業務期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (通算 年 か月)
業務内容	

- 注1 「サービス種別」欄は、具体的に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「夜間対応型訪問介護」、「訪問介護」等と記入してください。
- 注2 「業務期間」欄は、実務経験被証明者が利用者に対する直接処遇を行っていた期間を記入してください。事務・経理や送迎運転等は含まれません。また、証明日までの期間としてください。
- 注3 「業務内容」欄は、実務経験被証明者の本来の業務について、具体的に訪問介護員、介護職員等と記入してください。
- ※ 上記の記載内容に記入漏れや不備・不明な箇所がある場合には、内容の確認をさせていただき、必要に応じ書類の追加・再提出をしていただくことがありますので、あらかじめ御承知おきください。